

2019年度

伐木等の業務にかかる特別教育講習会

追加開催のご案内

三重労働局長登録教習機関・登録番号第1-1号
登録有効期間満了日 2024年3月30日

林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部

事業主は、労働者にチェーンソーを使用し、伐木の業務に就業させるときは、労働安全衛生法第59条第3項、同規則第36条の第8号及び第8号の2の規定によって、特別教育を受けた者（チェーンソー手帳所持者）でなければこの業務に就かせてはならないこととなっています。

については林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部では標記講習会を下記により開催しますので、受講希望者は申込んで下さい。

追加開催日時

第5回目

2020年2月13日(木)、14日(金)

9:00～(10分前にはご来場下さい。)

<会場>

「木の情報館」スマッキー

(松阪木材コンビナート内)

三重県松阪市木の郷町18

TEL 0598-60-2222

<受講申込>

受講希望者は次頁の申込書に受講料テキスト代等を添えて現金書留で郵送するか、又は直接持参してください。

或いは、申込書を郵送して、受講料等は振込でも結構です。

送付先 〒514-0003 津市桜橋一丁目104

☎059(225)9014

林業・木材製造業労働災害防止協会 三重県支部 FAX 059(226)0679

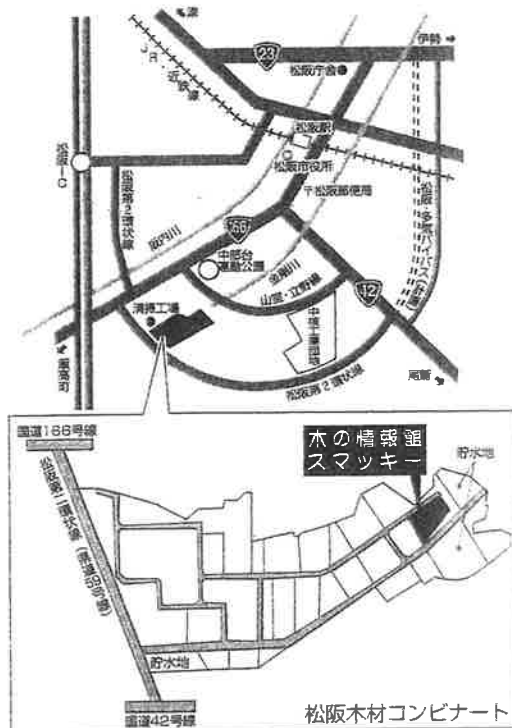
振込先 百五銀行津駅前支店(普) 114996

林業・木材製造業労働災害防止協会 三重県支部

[注] 欠席の場合(申込期日までに当支部へ取消しの連絡のない場合)

既納の受講料は一切お返しいたしません。

会場案内図



◎ 受講料

会員 15,000円 (テキスト代・税込み)

非会員 17,000円 (テキスト代・税込み)

林災防三重県支部会員は、2,000円を三重県支部より助成します。

◎ 受講人員

60名まで (申込順に受け付けます)

◎ 申込期日

それぞれ受講日の1週間前まで

◎ その他

昼食は近くにレストラン等がありませんので各自弁当等をご持参下さい。

受講票は発行しませんので、実技のできる服装で当日会場へ直接お越し下さい。

◎ 講習日時・科目

日程	科目	範囲	時間
第1日目	関係法令	法令及び安衛則中の関係条文	2時間
	伐木作業に関する知識	伐倒の方法、合図、退避の方法、かかり木の処理等	6時間
	伐木の方法	大径木及び偏心木の伐木の方法、かかり木の処理	
第2日目	チェーンソーに関する知識	チェーンソーの種類、構造及び取扱いの方法	6時間
	チェーンソーの点検及び整備の方法、目立の方法	同 左	
	振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2時間

◎ 使用する参考書等

(教材) 林業・木材製造業労働災害防止協会発行

「チェーンソー作業の安全ナビ」(大径木等伐木造材作業用)

~~(注1) 希望日(第1回又は第2回目、第3回目、第4回目)を必ずご記入下さい。~~

(注2) 労働安全衛生規則の改正により、本講習受講後2020年7月末日までに補講講習(2.5時間)の受講が必要です。

受付印

伐木等の業務にかかる特別教育講習会
受講申込書

希望日	ふりがな 氏名	生年月日	住 所	チェンソー 使用 の有無
第5回目				

《個人情報について》ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

会員の有無 有 無 (いずれかに○印を付けて下さい。)

受講料

会 員 1人 15,000円 × 人分 = 円
非会員 1人 17,000円 × 人分 = 円

年 月 日

申込者

事業場の名称

” 郵便番号

” 所在地

” 代表者

印

” 電話番号

” FAX

(個人の場合は受講者名)

林業・木材製造業労働災害防止協会

三重県支部長 殿